

◆ 3法の趣旨

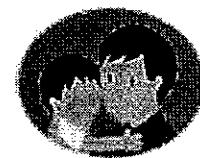
3党合意（※）を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

※「社会保障・税一体改革に関する確認書（社会保障部分）」（平成24年6月15日民主党・自由民主党・公明党　社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）（42頁参照）

◆ 主なポイント

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ



○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

○地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）



幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

○ 政府の推進体制

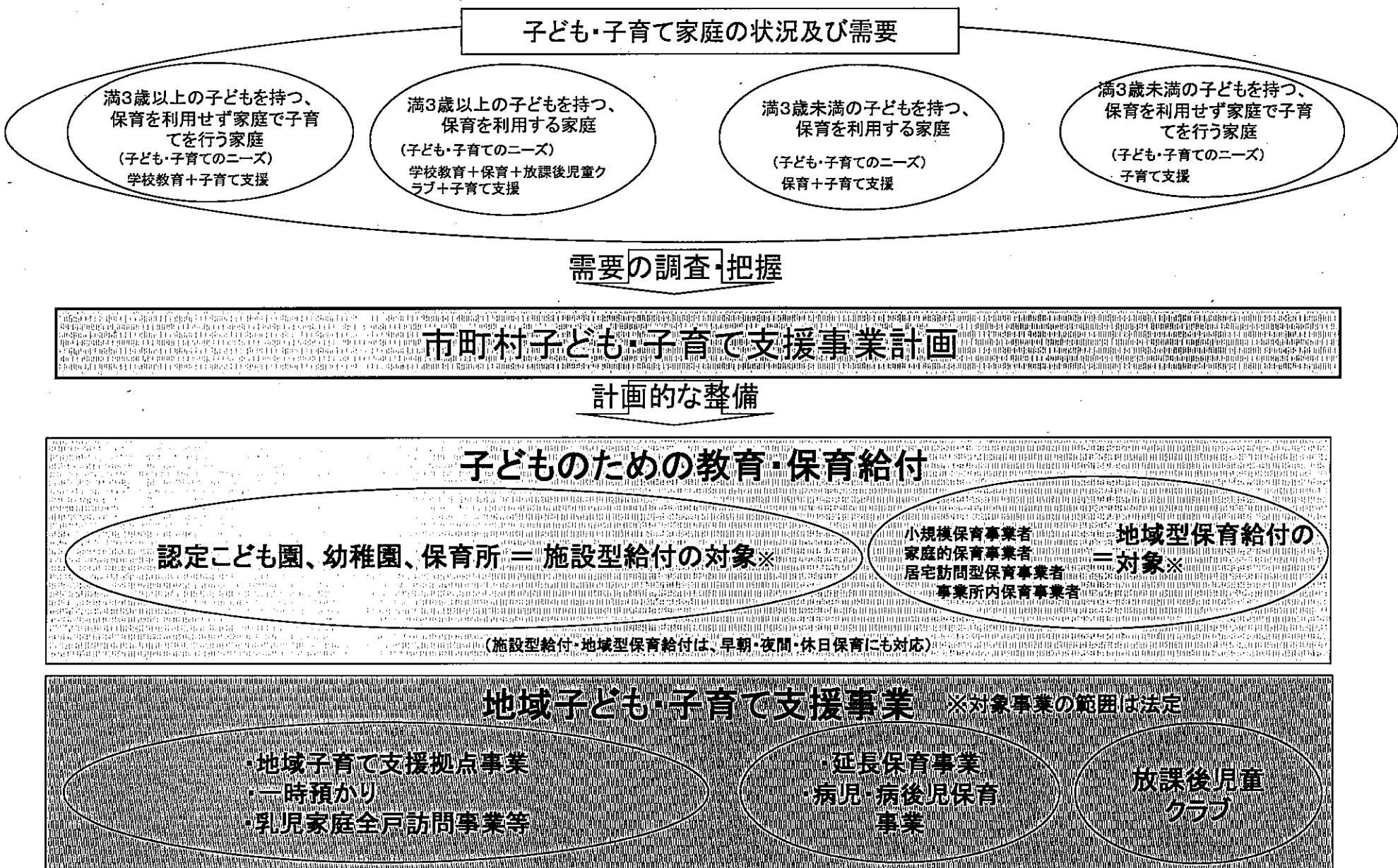
- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備

○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関の設置努力義務



子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将來の検討課題

子ども・子育て支援法の概要

趣旨：認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

概要：

- (1) **総則**
 - ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定 【第1条～第7条】
- (2) **子ども・子育て支援給付**
 - ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。） 【第8条～第10条】
 - ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担） 【第11条～第30条】
- (3) **給付対象施設・事業者**（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付：家庭的保育・小規模保育等）
 - ◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
 - ◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請 【第42条、第54条】
 - ◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表 等 【第58条】
- (4) **地域子ども・子育て支援事業**
 - ◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診 等 【第59条】
- (5) **子ども・子育て支援事業計画**
 - ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 【第60条～第64条】
- (6) **費用等**
 - ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める) 【第65条～第71条】
- (7) **子ども・子育て会議等**
 - ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務 等 【第72条～第77条】
- (8) **雑則**【第78条～第82条】
- (9) **罰則**【第83条～第87条】
- (10) **附則**
 - ◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払 等 【附則第2条、第3条、第6条】

施行日：政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）
※給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行 【附則第1条】

認定こども園法の一部改正法の概要

趣旨：幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 目的規定の修正

- ◆ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

- ◆ 認定の手続（認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定）、教育及び保育の内容

(3) 幼保連携型認定こども園の認可等

- ◆ 幼保連携型認定こども園の定義

（教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設）

- ◆ 教育及び保育の目標及び内容（幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定等）、入園資格

- ◆ 設置者（国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人）

- ◆ 設備及び運営の基準（国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める）

- ◆ 幼保連携型認定こども園に置く職員（園長、保育教諭等）

- ◆ 職員の資格（保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等）

- ◆ 設置廃止等の手続（認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可）、指導監督

- ◆ 名称の使用制限、罰則 等

(4) その他

- ◆ 主務大臣、検討規定（幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討等）、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等

施行日：子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行）

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要

趣旨：子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定を整備する。

概要：

(1) 児童福祉法の一部改正

① 児童福祉法第24条の改正

- ◆ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う（現行どおり）
- ◆ 小規模保育等の提供体制の確保義務
- ◆ 利用のあっせん、要請
- ◆ 待機児童がいる市町村が利用調整 ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
- ◆ 虐待等の入所の措置（あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加）

② 保育所の認可制度の改正

- ◆ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
 - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

③ 小規模保育等の認可を規定

- ◆ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定（規定内容は保育所の認可と同様）

④ 放課後児童健全育成事業の改正

- ◆ 対象年齢の見直し（おむね10歳未満の小学生→小学生）
- ◆ 基準の法定（具体的基準は条例制定、人的要件（従事する者・員数）は従うべき基準）等

(2) 内閣府設置法の一部改正

- ①認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加
- ②子ども・子育て会議を設置、子ども・子育て本部を設置

施行日：子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行）

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画

市町村

- 市町村は、国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定。本計画をもとに、給付・事業を実施。
 - ・「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定及び記載事項を法定

【市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

(必須記載事項)

- 圏域の設定
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み
 - ・ 幼児期の学校教育の需要
 - ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等の需要
 - ・ 放課後児童クラブの需要
 - ・ 保育の需要
 - ・ 延長保育、病児・病後児保育の需要
 - ・ 妊婦健診の需要
- 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - ・ 認定こども園等
 - ・ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり等
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 地域型保育
 - ・ 延長保育事業、病児・病後児保育事業
 - ・ 妊婦健診
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。

(任意記載事項)

- 産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用の方策
 - 都道府県が行う事業との連携方策
 - 職業生活と家庭生活との両立に関すること
- 計画策定に当たり、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組み
※地方版子ども・子育て会議の設置は努力義務

都道府県

- 広域自治体として、国の基本指針を踏まえて「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。また、新制度の給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。

※「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町村を支援

- 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定及び記載事項を法定

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載事項】：5年ごとに計画を策定

(必須記載事項)

- 幼児期の学校教育・保育に係る需要量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策
※幼児期の学校教育・保育、家庭における養育支援の充実方策を含む。
- 市町村が行う事業との連携が必要な社会的養護に係る事業、障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- 人材の確保・資質向上

(任意記載事項)

- 市町村の業務に関する広域調整
- 特定施設・事業者に係る情報の開示
- 職業生活と家庭生活との両立に関すること

- 計画策定に当たり、子育て当事者等の関係当事者が参画・関与できる仕組み
※地方版子ども・子育て会議の設置は努力義務

○ 都道府県計画、市町村計画の策定時の調整

地域における子ども・子育てに係るニーズの把握は、市町村が一義的に実施。
市町村域を超えた広域調整を行うため、市町村計画の都道府県への協議等を法定。

市町村計画

- ・ 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定・変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議する（子ども・子育て支援法第61条第9項）
- ・ 市町村は、計画を策定・変更したときは、遅滞なく、都道府県知事に提出する（子ども・子育て支援法第61条第10項）

＜想定される計画策定に係る市町村の事務＞

- ・ 区域設定
 - ・ 区域ごとの実施状況
 - ・ ニーズ調査
- 子ども・子育て3法に基づく給付・事業に即して計画の内容を検討
(地域間バランスなども考慮)
→ 都道府県への協議 → 確定（都道府県に提出）
(必要に応じて調整)

※ 上記の他、市町村が計画策定段階で、関係市町村と調整することが想定されるが、制度上位置づけるかどうかは、自治体のご意見も踏まえて更に検討。

都道府県計画

- ・ 市町村計画を足し上げ、都道府県計画に記載することを基本とする（都道府県計画で区域を設定）

＜想定される計画策定に係る都道府県の事務＞

- ・ 区域設定
→ 市町村計画を踏まえた計画案の作成（地域間バランスなども考慮）
→ 確定（内閣総理大臣に提出）

法律第廿五号
子ども・子育て支援法

平成十四年八月二日

御名鑑

子ども・子育て支援法(2017年)に公布する。

內閣總理大臣 野田佳彦

(四)

3. 会議は、この規則並に他の規則並に意見を送入するものである。
 2. 会議は、前項に規定する重要事項に因して内閣総理大臣の出席を要する場合に開催するものである。
 1. 会議は、前項に規定する重要な事項を審議するものである。

→会員登録の手続き及びご登録情報の確認

(改)会への参(中) 第二十九条 第三十一条から第三十二条までの規定は、会員の退職及び通院にて必要な事項は、政令で定める。

（二）合議制の機関を設け、ヘンリイーのものと併せて、

（一）特種教育者、保育事業の利用定員の規定に關し、第三十一条第一項に規定する事項を處理する。

（二）特種教育事業の利用定員の規定に關し、第四十二条规定に規定する事項を處理する。

（三）市町村子育て支援事業計画に関する第十九条第十項に規定する事項を處理する。

（四）当該市町村における子育て支援に係る障害者の総合的支援を推進していくべき事項及び当該市の実施状況を監視評議する。

3 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が設けられた場合に準用する。

4 都道府県は、条例で定めるものにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くこととする。

5 市町村の家屋の建築規格を十分に踏まえなければならない。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が設けられた場合に準用する。

7 二 当該都道府県における子供に対する援助事業費の授与に関する事項を處理する。

8 一 都道府県子供に対する援助事業費の授与に関する事項を處理する。

6. 郡道府県は、都道府県土地を子育て支援事業で購入せねばならない。

これを内閣總理大臣に提出しなければならぬ。

三、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるためのための雇用環境の整備に関する事項

二、教育・保育情報の公表に関する事項

一、皆既教養・保育施設の利用促進の観点に関する第十三条第三項及び第十三条第四項の規定による協議に係る調整その他の町村の区域を超えた区域的な見地から行う調査に関する事項

3、都道府県ごと、子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のか、次に掲げる事項について定めるものとする。

四 保護を要する者に対する保護の実施の際、何等障害がある場合に該項目に記入する事項

一 都道府県が認定登録保育園の市町村を定めてはいけない。認定登録保育園は区域を越えてしてはいけない。

第二十九条 道府県は、原本封録の提出を受けた後、年々一度にづきの数、保育及び扶養子にて。三十歳未満の者を除く。

第二項及び第三項の適用外、前項の適用除外に該当する場合に該当する場合は、前項の規定を適用する。